

藤枝市と常葉大学との包括連携に関する協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と常葉大学（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、地域の課題に適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展並びに人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携及び協力する。

- (1) 人口減少社会の克服に向けた地域活性化に関すること。
- (2) 知的資源、人的資源及び物的資源の相互活用に関すること。
- (3) その他、相互に連携及び協力して実施する事業に関すること。

（連携推進会議）

第3条 前条の連携事項を円滑に推進するため、推進会議を設置する。

2 連携推進会議に関する必要な事項は、別に定める。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相互に知り得た秘密事項について、本協定の有効期間又は有効期間後を問わず、第三者に対し提供してはならない。ただし、甲及び乙双方協議を経た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第5条 本協定は協定締結の日から発効し、有効期間は3年間とする。ただし、本協定による有効期間満了の日の3箇月前までに、甲又は乙から改廃の申出がないときは、更に3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第6条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ署名の上、各1通を保有する。

平成28年 3月24日

（甲） 藤枝市

市長

北村正平

（乙） 常葉大学

学長

西頭徳三